

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月30日（木）午後1時30分から午後2時3分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護

農地利用最適化 推進委員 (4人)	高樋地区	11番	河原功
	嵯峨地区	12番	大岩和久
	宮前東地区	13番	池田吉信
	宮前西地区	14番	中野實

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那
河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第13号 農地法第5条許可に伴う工事完了証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 池上美紗子

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成30年10月総会を開会いたします。

はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番 日下正人委員、4番 笠井博美委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第18号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案4件でございます。議案第18号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成30年10月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が4件で、面積は、2,660 m²です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]47番1、現況 田、494m²、借賃 10aあたり米 45kg、[REDACTED]47番2、現況 田、234m²、借賃 10aあたり米 21.3kg、[REDACTED]53番、現況 田、261m²、借賃 10aあたり米 23.7kg、3筆で米3俵(90.68kg)の物納になります。利用目的は水稻で、始期は平成30年11月1日から終期は平成35年10月31日の5年契約です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

11番 水利組合の関係もあります。私から説明いたします。園瀬川の合流地点に落合橋というのありますて、その前のすぐ下にあります。一昨年、本人が体調崩しまして、近くの耕作者の方に応援をいただきまして対応してきました。

この10月23日の大宮例祭には元気な姿をみせておりましたのでほっとしたところであります。何せ、プライベートな事ですので。近くに農業委員さんも居りますから、よく知っているとの事です。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

8番 一時体調崩されて、休作してましたが、今は元気にやっているようです。
問題無いと思います。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、██████████さんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、██████████さんで、
土地の所在地については、██████████ 155番1、現況 田、820
m²、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり6,100円であり、
1筆あたり5,000円。始期は平成30年11月1日から終期は平成35年
10月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 私の方から説明します。朝宮の橋を渡って少し行った所に、公民館から行く道沿いにあります。████さんのイチゴ作業場ありますけどその下に一枚████
████さんがあって、その下に二枚あります。一枚目というのが本人の████さん
の土地があってその横に████さんの土地があります。████さんは農業して
いないので、████さんが借りてやっているということで。隣に接しているの
で一緒に耕作している状態です。████さん高齢ですけど、元気にやっていま
すので問題無いと思います。

それでは、質疑に入ります。何かご質問はありますか
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、██████████さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、██████████さんです。

土地の所在地については、██████████ 1番190、現況 畑、220m²、
██████████ 1番205、現況 畑、280m²、利用目的はすだちです。借賃につ
いては、10aあたり20,000円であり、2筆で10,000円になります。始期は
平成30年11月1日から終期は平成33年10月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

5 番 場所の説明ですけど、[] 集会所がある所です。嵯峨川を挟んで集落排水の施設があります。ここの中です。再設定でありますのでよろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

6 番 登記は山林になっているけど、畠でいいんですか。

事務局 現況主義でいくので。畠という事で判断しております。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[] さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[] さんです。土地の所在地については、[] 50番1、現況 畠、351m²で、利用目的は野菜です。借賃については、10aあたり 5,700 円であり、1筆で 2,000 円になります。始期は平成30年11月1日から終期は平成35年10月31日の5年契約です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

3 番 場所は、大宮神社を神山方面に向かって潜水橋二つ目渡った十字路の角になります。左側に[]さんのイチゴのハウスがあります。[]さんは、移住者の方です。特別問題はありません。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

[]さんが移住者で、土地持っているのですか。

3 番 はい。家、土地全部持っています。

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第19号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第19号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案1件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[]

[] さんで、申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、

[] さんです。土地の所在地については、[]

[] 21番1、現況 畠、23m²、[] 21番3、現況 畠、171m²。

本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべきすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がな

いこと、所有農地面積が農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

6番 [REDACTED] のちょうど上になります。[REDACTED]さんが今年亡くなられて、娘さんが引き継いでいます[REDACTED]さんが元気なころから、[REDACTED]さんにこの土地買ってもらえないだろうかと相談を受けていたそうで、娘さんに所有が変わってからこの土地を取得するようになったようです。

議長 ここは写真で見る限り今は何も耕作されていないようですね。

6番 今はまだ何も。近所の方で草刈りはしていたようなくらいです。

議長 [REDACTED]さんは近所の方ですか

6番 土地の目の前、上の家です。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

農地法第3条というのは、農地をそのまま農地として使うという条件で、持ち主が変わるという事です。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第20号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案1件です。

整理番号1の権利の種類につきましては、所有権の移転です。譲渡人の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、譲受人の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。

申請地の所在地は、[REDACTED]14番2、現況 畑、3.69m²、[REDACTED]
[REDACTED]14番6、現況 畑、355m²、[REDACTED]16番1、現況 畑、37
m²、[REDACTED]17番、現況 畑、112m²、[REDACTED]18番1、現況畑、
77m²、で、転用の目的は貸駐車場です。

転用事由の詳細につきましては、申請地を貸駐車場として計画しており、貸駐車場完成後は、申請地の近くにある[REDACTED]のトラックの駐車場として貸し出します。申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

2番 以前6月でしたか、除外申請同じような内容で出てきておりまして、問題

無いということで通っております。場所につきましては、中央運動公園入り口の土地です。貸し主の■さんにつきましては、以前は柑橘類多かったんですが、今は椎茸栽培が中心で、こちらに手が回らないということで今現在違う人が手入れしてくれているようです。別に問題は無いと思います。

資料3の現況利用状況が「みかん」とあります、柚子だと思います。その下の畑がみかんです。

■さん、■さんの土地を借りてたくさん車おいてますが、面積からしたら半分くらいしか無いですね。現況からしたら3台ぐらいしか車置けないと思いますが、これで大丈夫でしょうか。はっきり聞いてないですけど。今の所を戻してここですると聞いています。今日の話題には関係無いですけど。この横のところは進入路で出入り口なので置けないです。

議長 これは、■さんは親子になるんですか。

2番 ■は■さんです。■が買って、■に貸すようになります。

14番 農地に問題無かったら問題無いのでは。

2番 周りに家もないし、問題無いと思います。

議長 周り全部道ですもんね。

それでは、議案第20号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第20号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可に伴う工事完了証明願が1件ございましたのでご報告します。工事完了証明願の申請がありましたら、現地確認を行い、会長名により工事の完了を証明し、証明書を法務局へ提出することにより農地から転用できることになります。

農地法第5条許可に伴う工事完了証明の申請人の住所、氏名は、■

■さんで、土地の所在地については、■90番地3、登記地目 畑、282m²で、転用の目的は住宅となっております。平成30年3月30日付で県から転用の許可を受け、平成30年9月27日付で工事完了証明願の提出がありました。計画の変更無く工事は完了しており、証明願に係る添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により証明書を発行いたしました。

議長 工事終了というのは整地した時点ですか。家建てた時点ですか。

事務局 家建てて完成した状態で、計画通りの建物が計画通りの土地に出来ているという事で、こちらから証明書を出して、法務局に行って登記が出来るようになります。

議長 よろしいですか。それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願ひいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年10月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 日下 正人

佐那河内村農業委員会委員 笠井 博美